

一 防河使事

上卿奉勅任使、奏聞下式部、使申損色、築覆勘或公卿等巡檢之

〔傳宣草〕下諸宣旨事○中略

一下辨官宣旨常事左辨官宣、凶事右辨官宣、○中略

臨時事○中略

造宇治橋使事上宣

〔日本後紀五〕桓武延曆十五年八月戊辰、遣内兵庫正從五位下尾張連弓張造佐比川橋

〔日本紀略桓武〕延曆十六年五月癸巳、遣彈正弼文室波多麿造宇治橋

〔日本後紀二十一〕嵯峨弘仁三年六月己丑、遣使造攝津國長柄橋

〔三代實錄清和〕貞觀十二年五月十四日乙丑、以散位正六位上巨勢朝臣四甫○四甫、類聚三、代格作四輔為造山

崎橋使判官一人、主典二人、

〔扶桑略記醍醐〕二十四延長五年六月四日癸未、被定造東大寺長官并山崎橋使等事、内匠允伴彥真

等為造橋使、

橋奉行

〔古今著聞集十六〕興言利口將軍入道殿○藤原賴經はじめて上洛の時○曆仁元年清水の橋を渡りたりけるに、

いづれの武者の分にてか有けん、去ろきひた、れ著たる男の、たけだちこと、がらさる體なるが、奉行して有けるが、文をみて立たりけるを、わかき女房の清水まうでする物と見えたるが、此男のもとへ立寄ていひかけたる、

たちろくかわたしもはてふみみるは、といへりけるを、此男つけんするきそくに、去ばしうちあんどけるが、此心やまはらざりけん、大聲を出して、いかに將軍の渡させ給ふ橋を、たちろくかととがめければ、おそろしくて足ばやにさりにけり、